

火葬料等負担軽減事業補助金のお知らせ

宜野湾市民が死亡または死産した場合に、他の市町村にある火葬場を利用することによる費用負担の軽減を図るため、火葬料等について補助金を交付します。

■ 対象となる方

次のいずれかの場合に、火葬料を支払った方

- ① 令和5年4月1日以降に宜野湾市民が死亡し、火葬した場合
- ② 令和5年4月1日以降に宜野湾市民の胎児が死亡し、火葬した場合

■ 補助金の額

1回あたり 15,000円

■ 申請期間

火葬料を支払った日の翌月から6か月以内

■ 申請に必要な書類

- ・火葬許可証の写し
- ・火葬料の領収書の写し
- ・火葬料を支払った方(領収書の宛名の方)名義の通帳

■ 申請窓口

宜野湾市役所別館2階 環境対策課

詳しくは、環境対策課までお問い合わせください。

問い合わせ先
宜野湾市役所 環境対策課
(別館 2F)
☎ 893-4411
(内線)2615・2614